

第1日

令和3年8月31日（火）

午前10時零分開会

○議長（半田雄三君） これより、令和3年第4回朝倉市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は18名で、会議は成立いたします。

本日の議事日程についてはお手元に配付のとおりであります。御了承願います。

会期についてお諮りいたします。

本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会にもお諮りいたしました結果、本日から9月22日までの23日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月22日までの23日間と決定いたしました。

次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、

15番手嶋栄治議員

16番実藤輝夫議員

を指名いたします。

次に、議案等の上程を行います。

本日、市長から報告4件、議案18件の送付を受けたほか、議員から意見書案1件、議会運営委員会から意見書案1件が提出され、請願書1件を受理いたしました。これらを一括上程し、まず、市長に提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（林 裕二君） 本日、ここに、令和3年第4回朝倉市議会定例会を招集いたしましたところ、皆様方には御多忙の中、お繰り合わせ御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

本定例会には、報告について4件、決算の認定について7件、利益の処分及び決算の認定について3件、補正予算について3件、条例の一部改正について1件、計画の策定について1件、工事請負契約の締結について3件、合計22件の議案等を提案申し上げ、御審議をお願いする次第であります。

まず、報告第14号から報告第17号までについて説明申し上げます。

報告第14号の専決処分の報告につきましては、市道上の事故による損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告申し上げるものであります。

報告第15号令和2年度朝倉市健全化判断比率等の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、健全化判断比率

及び資金不足比率を報告申し上げるものであります。各比率が国の定める基準を超えた場合には、財政の早期健全化等を図らなければならないものとなっておりますが、本市の令和2年度決算に係る比率は、いずれも当該基準を下回っております。

報告第16号令和2年度甘木鉄道株式会社の決算及び報告第17号令和3年度甘木鉄道株式会社の事業計画につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、甘木鉄道株式会社の経営状況を説明する書類を提出し、報告申し上げるものであります。

次に、第84号議案から第90号議案までにつきましては、令和2年度の一般会計及び特別会計の決算の認定に関する議案であります。地方自治法第233条第1項の規定に基づき提出された決算及び決算に関する書類に監査委員の審査意見及び主要な施策の成果を説明する書類等を添え、同条第3項の規定により議会の認定に付するものであります。

第91号議案から第93号議案までにつきましては、令和2年度の工業用水道事業、水道事業及び下水道事業の決算を調製いたしましたので、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の審査意見を添えて議会の認定に付するとともに、同法第32条第2項の規定により利益の処分について議会の議決を求めるものであります。

次に、補正予算3件について説明申し上げます。

第94号議案令和3年度朝倉市一般会計補正予算（第5号）につきましては、新型コロナウイルス感染症対策、三奈木コミュニティーセンター整備事業、公債費の繰り上げ償還等に必要な経費を補正するものでありまして、補正の額は歳入歳出それぞれ19億3,558万1,000円を追加し、予算総額を401億5,159万2,000円といたしました。

それでは、歳出の主な内容について説明いたします。

総務費では、路線バス、貸し切りバス事業者等への支援事業費、子育て情報をメール等で提供するあさくらきずなメール事業費、妊婦に対するインフルエンザ予防接種補助事業費等の市独自の地方創生臨時交付金事業費及び三奈木コミュニティーセンター整備事業費に3億7,054万5,000円を計上いたしました。

民生費では、新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税や介護保険料の減免に対する補填として、特別会計への繰出金等に1,074万1,000円を計上いたしました。

衛生費では、新型コロナウイルス感染症予防接種事業費に4,000万円を計上いたしました。

農林水産業費では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農業者を支援する園芸品目生産緊急支援事業費及び労働力確保緊急対策事業費、地域農業の担い手確保のための経営継承・発展等支援事業費に1,930万円を計上いたしました。

教育費では、小中学校のICT環境整備事業費等に3,299万5,000円を計上いたしました。

公債費では、繰り上げ償還に要する経費に14億6,200万円を計上いたしました。

次に、歳入の内容につきましては、歳出に伴う主な財源として国庫支出金9,031万7,000円、繰入金5億5,276万7,000円、繰越金9億6,348万2,000円、市債2億170万円等を計上

いたしました。

第95号議案令和3年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、事業勘定において、前年度の療養給付費負担金の確定に伴う県への返還金及び令和2年度決算に伴い財政調整積立基金へ積み立てる経費について補正するもので、歳入歳出それぞれ7,378万7,000円を追加し、予算総額を71億8,991万6,000円といたしました。

第96号議案令和3年度朝倉市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、前年度の介護給付費及び地域支援事業費の確定に伴う支払基金への返還金、国及び県への返還金、令和2年度決算に伴い介護給付費準備基金へ積み立てる経費等について補正するもので、歳入歳出それぞれ1億1,889万4,000円を追加し、予算総額を61億4,458万1,000円といたしました。

次に、第97号議案朝倉市個人情報保護条例及び朝倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されることに伴い、規定の整理を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

次に、第98号議案朝倉市過疎地域持続的発展計画（朝倉・杷木地域）の策定につきましては、令和3年度から令和7年度までを計画期間とする朝倉市過疎地域持続的発展計画（朝倉・杷木地域）を策定するに当たり、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

最後に、第99号議案から第101号議案までの工事請負契約の締結につきましては、農地改良復旧区画整理工事北川下流域地区、赤谷川地区2工区及び赤谷川下流域地区について、指名競争入札により工事請負人を定めましたが、その者と工事請負契約を締結するに当たり、朝倉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、いずれも今後の市政推進上重要な案件でありますので、皆様方には十分なる御審議を賜り、御議決いただきますようお願い申し上げます。

（市長降壇）

○議長（半田雄三君） 補足説明があれば承ります。

なければ、次に意見書案第2号について、提出者代表に提案理由の説明を求めます。13番大庭きみ子議員。

（13番大庭きみ子君登壇）

○13番（大庭きみ子君） 意見書案第2号地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について、趣旨説明を行います。

朝倉市は、平成29年7月の九州豪雨災害により甚大な被害を受け、災害復旧・復興のための財源が逼迫してきており、さらに新型コロナウイルスの感染拡大により、新たな多くの行政需要が発生しています。

医療・介護など社会保障への対応、子育て支援策の充実、人口減少や高齢化対策など、新たなニーズへの対応や細やかな公的サービスの提供を進めるためには、人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立を目指す必要があります。

また、新型コロナウイルス対策として、感染症対応業務を含めたより全体的な保健所体制・機能の強化、その他の新型コロナウイルス対応事業及び地域経済活性化まで踏まえた十分な財政措置が重要であります。

よって、令和4年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、コロナ禍による新たな行政需要なども把握し、歳入・歳出の的確な見積もりに基づく人的サービスとしての社会保障予算の充実と地方財政の確立を要望するものです。

昨年の9月議会において同じく地方財政の充実・強化を求める意見書を朝倉市議会から国へ提出しております。今回もぜひとも本意見書について御賛同を賜り、朝倉市議会から国会へ意見書を提出していただきますようよろしくお願いいたします。

これで、趣旨説明を終わります。

(13番大庭きみ子君降壇)

○議長（半田雄三君） 次に、意見書第3号について、議会運営委員長に提案理由の説明を求めます。議会運営委員長。

(議会運営委員長 鹿毛哲也君登壇)

○議会運営委員長（鹿毛哲也君） ただいま議題となりました意見書案第3号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について、提案理由を御説明いたします。

新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延は続き、感染者数の増加による度重なる緊急事態宣言の発出や蔓延防止等重点措置の適用が行われるなど、依然として先行きが見通せない状況にあります。

コロナ禍の長期化によって地域経済の低迷が続き、地方財政は来年度においても引き続き巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面しています。

地方自治体では、コロナ禍への対応はもとより、地域の防災・減災、雇用の確保、地球温暖化対策など、喫緊の課題に迫られているほか、介護医療・子育てをはじめとした社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策費など将来に向け増高する財政需要に見合う財源が求められており、その財源確保のため地方税制の充実確保が強く望まれます。

よって、地域の実情に応じた行政サービスを提供するために、地方における一般財源の確保を考慮し、令和4年度地方税制改正に取り組まれることを強く要望するものであります。ぜひとも御賛同賜り御議決いただきますようお願い申し上げます。説明を終わります。

す。

(議会運営委員長 鹿毛哲也君降壇)

○議長(半田雄三君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

なお、ただいま提案されました議案等の質疑は9月7日の本会議にて行います。

次に、請願書について紹介議員の説明を求めます。13番大庭きみ子議員。

(13番大庭きみ子君登壇)

○13番(大庭きみ子君) 3請願第1号「少人数学級推進などの定数改善」「義務教育費国庫負担制度2分の1復元」にかかわる意見書の提出を求める請願書について、趣旨説明を行います。

前年度に改正義務標準法が成立し、小学校の学級編成標準が学年進行により段階的に35人に引き下げられることになりました。これが小学校だけにとどまるのではなく、中学校・高等学校での35人学級の実現が不可欠であります。文科大臣も改正義務標準法に関わる国会答弁の中で、30人学級や中・高における少人数学級の必要性についても言及しています。

また、学校現場では、新型コロナウイルス感染症対策による新たな業務の負荷をはじめ貧困・いじめ・不登校など、解決すべき課題が山積しており、子供たちの豊かな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。豊かな学びを実現するためには、加配の増員や少数職種の配置増など、教職員定数改善が不可欠であります。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置を行っている自治体もありますが、自治体間で教育格差が生じることは大きな問題です。国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子供たちが全国どこに住んでいても一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。豊かな子供の学びを保障するための条件整備は不可欠であります。

こうした観点から、令和4年度政府予算編成において教育環境をよりよくしていくために少人数学級推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1の復元を請願するものです。

皆様方の御賛同を賜り、本議会から国会へ意見書を提出していただきますようによろしくお願いいたします。

以上、趣旨説明を終わります。

(13番大庭きみ子君降壇)

○議長(半田雄三君) 以上で、紹介議員の説明は終わりました。

お諮りいたします。第84号議案については、決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたします。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) 御異議なしと認めます。よって、本件については決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

それでは、ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長を除く17名の皆さんを指名いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名されました17名の皆さんを決算審査特別委員に選任することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は3日午前10時から行います。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時23分散会